

川島桶川資源循環組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 8 条の規定に基づき、営利を目的とする会社その他の団体の役員以外の地位及び任命権者の許可の基準を定めるものとする。

(地位)

第 2 条 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位を次のとおり定める。

- (1) 顧問
- (2) 評議員
- (3) 相談役
- (4) 参与
- (5) その他前各号に掲げるものに準ずる職

(許可の基準)

第 3 条 職員の営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員及び前条各号に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営む場合の任命権者の許可の基準を次のとおり定める。

- (1) 単に名目的のものであって職務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
- (2) 職務の遂行に支障を来さない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合

第 4 条 職員が報酬を得て事業又は事務に従事する場合の任命権者の許可の基準を次のとおり定める。

- (1) 法第 3 3 条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、勤務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関

係がないと認められる場合

(2) 前号の場合において、職員の占める職と密接な関係がある場合においても、任命権者が特殊の事情があると認めた場合

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。